

防大総第1393号
令和2年 9月 8日

各 部 長
先端学術推進機構長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防衛大学校長
(公印省略)

防衛大学校の表彰等に関する達第2条及び第5条関係の基準の
運用について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防衛大学校の表彰等に関する達第2条及び第4条関係の基準の運用について（通達）（防大総第739号。昭和61年10月14日）は廃止する。

記

1 表彰の対象となる具体的基準

- (1) カリキュラムの編成、教育内容、教育方法等教育成果の向上に貢献したと認められる功績があった場合
- (2) 研究成果を部内外に発表し、その内容が社会的、学問的に評価される功績があった場合
- (3) 訓練内容、訓練方法等訓練成果の向上に貢献したと認められる功績があった場合
- (4) 学生の補導に貢献したと認められる功績があった場合
- (5) 制度方法の改善等、業務の改善・合理化に貢献したと認められる功績があった場合
- (6) 困難かつ多忙な業務に良く堪えて、これを果たしたと認められる功績があった場合
- (7) 組織内の過誤を未然に防止又は救済した功績があった場合
- (8) 関係機関等との調整を積極的に行い校務遂行に功績があった場合
- (9) 委員会業務等特命事項を積極的に処理し、功績があった場合
- (10) 大学校に長期間勤務し、功績があった場合
- (11) 校友会活動支援に顕著な功績があった場合

- (12) 国の行事、各国の首脳が参加して開催される国際会議又は国際競技大会に関する業務に従事し、功績があった場合
- (13) その他、上記各号に準ずると認められる功績があった場合

2 賞詞及び賞状の区分

- (1) 第3級：前項に定める功績の内容が、特に著しい場合
- (2) 第4級：前項に定める功績の内容が、著しい場合
- (3) 第5級：前項に定める功績があった場合